

令和5年3月22日

江南市立小中学校
保護者の皆様

江南市教育委員会 教育長 村 良弘

新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について

陽春の候 保護者の皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。
日ごろは、江南市の教育行政推進にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、見出しのことについて、令和5年3月17日付で文部科学省並びに令和5年3月20日付で愛知県教育委員会から通知がありました。

つきましては、本市においても、この通知に基づき基本的には下記のように取り扱うことにしますので、ご理解ご協力をいただきますようお願いいたします。

また、各学校においては、施設や児童生徒数等の関係で、若干異なる対応を行う場合もありますが、学校運営上の対応ということでご理解いただきますようお願いいたします。

記

- 1 学校教育活動において、児童生徒や教職員のマスク着用を求めないことを基本とします。なお、マスクの着脱を強いることのないようにします。
※ 児童生徒、保護者の皆様、教職員の中には、様々な事情・理由によりマスクの着用を希望する人やマスクを着用できない人もいます。マスクをしている人も、マスクをしていない人も、お互いに理解し合い、思いやりの心で接していただくようお願いいたします。
- 2 感染リスクの比較的高い学習活動については、活動場面に応じ、一定の感染対策を講じることがあります。具体的には、各学校から示される文書を参考としてください。
- 3 儀式的行事や体育的行事、文化的行事等の学校行事については、座席間に触れ合わない程度の距離を確保した上で、感染対策上の参加人数の制限や実施内容の精選・時間の短縮を行いません。ただし、施設・児童生徒数等の関係で、学校によっては参加人数等の制限を行う場合があります。
- 4 入学式においては、児童生徒・教職員・来賓・保護者ともマスクの着用を求めないことを基本とし、国歌・校歌等の斉唱等を行う時は、前方1 m程度、左右50 cmを目安とした距離を確保して行います。
- 5 給食等の食事をする場面では飛沫を飛ばさないよう注意し、適切な換気の確保をし、大声での会話は控えるようにします。机を向かい合わせにしない(向かい合わせにする場合は1 m程度の距離を確保する)こと等の措置を講じることによって「黙食」は必要ないこととします。